

3. 保存活用に関する取り組み

大宰府関連史跡の保存活用に関するこれまでの取り組みを保存、活用、整備、管理・運営の観点から整理します。

3-1 保存に関する取り組み

史跡の「保存」とは、史跡を確実に維持・継承し、その価値を次世代に伝えていくことです。本市は、大宰府関連史跡の保存を目的に、指定、公有化、発掘調査、現状変更の取り扱い、自然災害の災害復旧等に取り組んできました。

(1) 史跡指定

1) 史跡指定のはじまり

本市では、大正 8 (1919) 年「史蹟名勝天然紀念物保存法」の施行後まもなく、大正 10 (1921) 年、大宰府跡と水城跡を合わせた 10ha が史跡指定され、同時に買い上げも行われています。大正 11 (1922) 年には筑前国分寺跡、国分瓦窯跡が史跡指定されました。

大野城跡が史跡指定を受けたのは昭和 7 (1932) 年です。この時の指定は、「大野城跡並四王寺跡」の名称で、土塁の一部、礎石建物跡群、大石垣等の点的な指定でした。

昭和 25 (1950) 年「文化財保護法」施行後の昭和 28 (1953) 年に、大宰府跡、水城跡、大野城跡が同時に特別史跡になっています。

2) 史跡指定範囲の拡張

昭和 30 年代末以降の高度経済成長期、団地造成を伴う宅地開発の波が大宰府関連史跡周辺にも及びます。現在の四王寺山南側の山裾付近にも大規模宅地開発計画が浮上しました。

開発の波に対して、県教育委員会は、昭和 41 (1966) 年 10 月、国の文化財保護委員会（現：文化庁）に史跡指定地を 10ha から 150ha に拡大する申請を行います。この大幅な拡大の申請に対して、国の文化財保護委員会は、一月後には特別史跡「大宰府跡」の指定拡張について、観世音寺境内及び子院跡を含む約 110ha とすることを決定します。昭和 42 年には大宰府地区史跡等保護整備協議会（大宰府町長、町議会議長、県教育委員会）が発足しました。その後、地元住民との協議が重ねられ、特別史跡大宰府跡の追加指定並びに史跡大宰府学校院跡、観世音寺境内及び子院跡の新たな指定が告示されたのが、昭和 45 (1970) 年です。更に、昭和 56 (1981) 年には、特別史跡である大野城跡を追加指定しました。

3) 近年の動向

大宰府跡、大野城跡、水城跡、観世音寺境内及び子院跡、筑前国分寺跡は、発掘調査に基づいた指定予定範囲を定め、それに従って追加指定を継続的に行っています。

水城跡は特別史跡に指定後、発掘調査によって外濠と内濠の範囲が定まり、外濠側は約 60 m、内濠側は約 50 m の範囲で史跡指定拡張予定区域として追加指定を進めています。

宝満山は、平成 15 (2003) 年の豪雨災害により、近世の坊跡の石垣が崩壊するなどの被害がもたらされました。その後平成 17 年から 21 年度の 5 か年をかけ国庫補助事業で調査を実施し、その成果により平成 25 年 10 月に竈門神社境内地を中心に国史跡となりました。

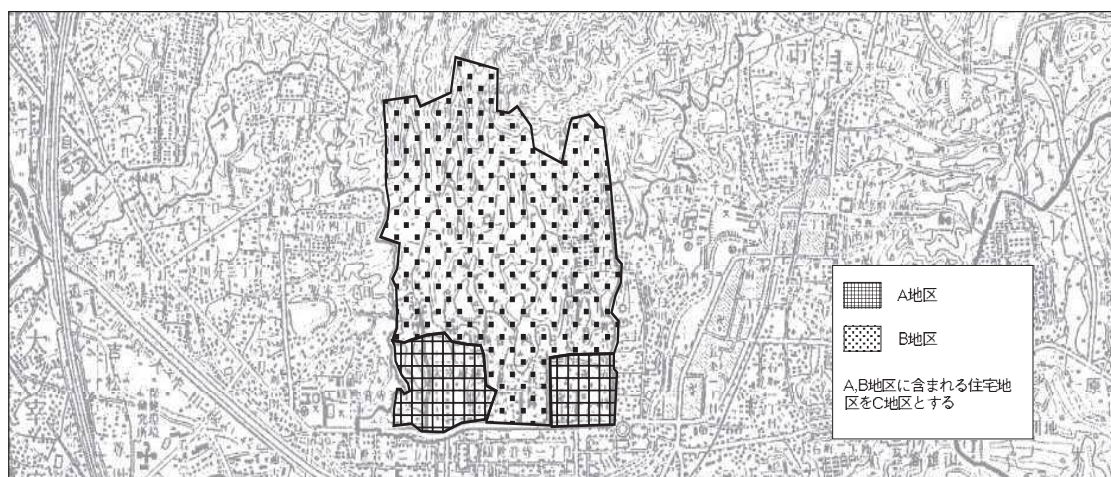
客館跡は、地権者である西日本鉄道株式会社との協議により平成 17 (2005) 年度より

開発に伴う緊急発掘調査を開始しました。その結果、平成 23（2011）年度までの調査で条坊の痕跡とともに、条坊内では特異な大型の南北棟 2 棟の存在が確認され、この地区一帯がその大型建物を中心とした古代の「客館跡」であった可能性が認められて、平成 26（2014）年 10 月に約 1.6 万㎡が「特別史跡大宰府跡」に追加指定されました。

（2）現状変更

昭和 45（1970）年の特別史跡大宰府跡の追加指定並びに史跡大宰府学校院跡、観世音寺境内及び子院跡の新規指定の告示と同時に、県教育委員会と太宰府町教育委員会に対して「太宰府地区史跡の保存・管理計画（文化庁文化財保護部長名の通知）」が出され、史跡指定地区（大宰府跡、大宰府学校院跡、観世音寺境内及び子院跡）を A・B・C 地区の 3 地区に区分した現状変更の制限が行われるようになりました。その後の指定、追加指定の指定地ではこの保存・管理計画を根拠としながら個別事例の対応を積み重ねることで現状変更の基準を定め、現状変更への取り組みを行ってきました。

現状変更は、開始された昭和 40 年から平成 26 年まで総件数で約 1500 件を数えます。平成 24 年度～平成 26 年度の 3 年間の申請数は 230 件（うち取下げ 2 件）です。内訳は、住宅の建替え、家屋の解体、道路や水道管の補修工事、溜池堤体改修工事、サイン設置、樹木整備、イベントに伴う仮設物の設置等、多岐に渡ります。特に近年イベントに伴う仮設物の設置の申請件数が多く、太宰府市民政庁まつりをはじめ政庁跡に集中しています。



◆太宰府地区史跡の保存・管理計画（文化庁文化財保護部長名の通知）の地区区分

A 地区（大宰府跡、観世音寺跡など遺跡・遺構の存在がすでに確認している地域）

土地公有化を促進し、早急に環境整備を行う。よって現状変更は原則として認めない。一定の計画のもと順次学術調査を行い、積極的に史跡公園化する。

B 地区（学校院跡、観世音寺境内及び子院跡など遺跡・遺構が未確認である地域）

地形変更を伴わず遺構・環境を損なわない範囲で現状変更を認める。必要があるものは急ぎ事前の発掘調査や計画的学術調査を行い、遺跡・遺構が確認された場合は土地公有化を図り史跡公園化する。

C 地区（A・B 地区に含まれる住宅区域）

既存建物・施設の改築・修理を認める。

◆太宰府地区史跡の保存・管理計画（文化庁文化財保護部長名の通知）の概要

[史跡指定の経緯]

特別史跡 大宰府跡 (史跡指定面積 320,235.91 ㎡)		
大正 10 年	3 月 3 日	史跡指定 (内務省告示第三十八号)
昭和 28 年	3 月 31 日	特別史跡指定 (文化財保護委員会告示第十七号)
昭和 45 年	9 月 21 日	追加指定 (文部省告示第二百七十四号)
昭和 49 年	6 月 25 日	追加指定 (文部省告示第百二十号)
平成 21 年	2 月 12 日	追加指定 (文部科学省告示第八号)
平成 26 年	3 月 18 日	追加指定 (文部科学省告示第三十三号)
平成 26 年	10 月 6 日	追加指定 (文部科学省告示第百三十九号)
平成 27 年	3 月 10 日	追加指定 (文部科学省告示第四十一号)
特別史跡 大野城跡 (史跡指定面積 7,509,944.94 ㎡ 内 3,132,920.91 ㎡ (太宰府市分))		
昭和 7 年	7 月 23 日	史跡指定 (文部省告示第百九十一号)
昭和 28 年	3 月 31 日	特別史跡指定・名称変更 (文化財保護委員会告示第五十四号) (「大野城跡附四王寺跡」から「大野城跡 附四王寺跡」へ)
昭和 51 年	12 月 22 日	追加指定・名称変更 (文部省告示第百七十二号) (「大野城跡 附四王寺跡」から「大野城跡」へ)
昭和 56 年	3 月 19 日	追加指定 (文部省告示第四十号)
平成 24 年	9 月 19 日	追加指定 (文部科学省告示第百四十九号)
特別史跡 水城跡 (史跡指定面積 2,537,330.1 ㎡ 内 159,785.37 ㎡ (太宰府市分))		
大正 10 年	3 月 3 日	史跡指定 (内務省告示第三十八号)
昭和 13 年	12 月 28 日	追加指定 (文部省告示第三百七十六号)
昭和 28 年	3 月 31 日	特別史跡指定 (文化財保護委員会告示第十七号)
昭和 49 年	8 月 10 日	追加指定 (文部省告示第百三十六号)
昭和 52 年	2 月 2 日	追加指定 (文部省告示第八号)
昭和 53 年	3 月 7 日	追加指定 (文部省告示第三十一号)
昭和 56 年	5 月 16 日	追加指定 (文部省告示第九十号)
平成 2 年	6 月 28 日	追加指定 (文部省告示第八十四号)
平成 5 年	9 月 22 日	追加指定 (文部省告示第百十六号)
平成 6 年	8 月 8 日	追加指定 (文部省告示第百二十一号)
平成 9 年	3 月 12 日	追加指定 (文部省告示第四十一号)
平成 9 年	9 月 2 日	追加指定 (文部省告示第百五十八号)
平成 10 年	12 月 8 日	追加指定 (文部省告示第百六十八号)
平成 12 年	9 月 6 日	追加指定 (文部省告示第百四十五号)
平成 14 年	12 月 19 日	追加指定 (文部科学省告示第二百六号)
平成 16 年	9 月 30 日	追加指定 (文部科学省告示第百四十五号)
平成 18 年	7 月 28 日	追加指定 (文部科学省告示第百十五号)
平成 19 年	2 月 6 日	追加指定 (文部科学省告示第八号)
平成 20 年	7 月 28 日	追加指定 (文部科学省告示第百二十三号)
平成 21 年	2 月 12 日	追加指定 (文部科学省告示第八号)
平成 22 年	2 月 22 日	追加指定 (文部科学省告示第十五号)
平成 23 年	2 月 7 日	追加指定 (文部科学省告示第十四号)
平成 25 年	3 月 27 日	追加指定 (文部科学省告示第四十三号)
平成 26 年	3 月 18 日	追加指定 (文部科学省告示第三十三号)
平成 27 年	3 月 10 日	追加指定 (文部科学省告示第四十一号)
平成 28 年	3 月 1 日	追加指定 (文部科学省告示第三十号)
史跡 観世音寺境内及び子院跡附老司瓦窯跡 (史跡指定面積 898,071.56 ㎡ 内 897,528.56 ㎡ (大宰府市分))		
昭和 45 年	9 月 21 日	史跡指定 (文部省告示第二百七十五号)
平成 22 年	8 月 5 日	追加指定及び名称変更 (文部科学省告示第百二十七号) (「観世音寺境内及び子院跡」から「観世音寺境内及び子院跡附老司瓦窯跡」へ)
平成 27 年	10 月 7 日	追加指定 (文部科学省告示第百七十三号)
史跡 筑前国分寺跡 (史跡指定面積 23,788.52 ㎡)		
大正 11 年	10 月 12 日	史跡指定 (内務省告示第二百七十号)
平成 19 年	7 月 26 日	追加指定 (文部科学省告示第百九号)
平成 23 年	2 月 7 日	追加指定 (文部科学省告示第十七号)
平成 28 年	3 月 1 日	追加指定 (文部科学省告示第三十四号)
史跡 国分瓦窯跡 (史跡指定面積 1,835.00 ㎡)		
大正 11 年	10 月 12 日	史跡指定 (内務省告示第二百七十号)
史跡 大宰府学校院跡 (史跡指定面積 54,040.80 ㎡)		
昭和 45 年	9 月 21 日	史跡指定 (文部省告示第二百七十五号)
史跡 宝満山 (史跡指定面積 644,341.56 ㎡ 内 253,300.26 ㎡ (太宰府市分))		
平成 25 年	10 月 17 日	史跡指定 (文部科学省告示第百四十二号)

(3) 公有化

本格的な公有化は、昭和 40 年代に始まりました。公有化が完了した国分瓦窯跡を除き、現在も公有化を継続しています。

史跡名称	経緯等	公有化率
大宰府跡	昭和 40 年代初め～ 46 (1971) 年頃をピークにし、その後縮小化、平成 9 (1997) 年度から再度、一定規模の公有化が続いています。	77.2%
大野城跡	昭和 50 (1975) 年度に最初の公有化がなされ、昭和 55 (1980) 年度より比較的広い面積の公有化が継続しています。	63.6%
水城跡	昭和 45 (1970) 年度から開始されて切れ目なく継続し、平成 5 (1993) 年度から規模が大きくなり公有化が継続しています。	78.2%
観世音寺境内及び子院跡	昭和 42 (1967) 年度以来、昭和 54 (1979) 年度頃をピークにして公有化が継続しています。	64.8%
筑前国分寺跡	昭和 44 (1969) ～ 53 (1978) 年度の間でいったん終息し、再び平成 21 (2009) 年度から復活して小規模な公有化が続いています。	68.5%
国分瓦窯跡	昭和 46 (1971) ～ 51 (1976) 年度の間で公有化は全て終了しています。	100%
大宰府学校院跡	昭和 42 (1967) 年度から 49 (1974) 年度頃までがピークで、その後、散発的に公有化が続いています。	44.4%
宝満山	寺社の所有地が主体を占め、個人所有地の公有化はありません。	0%

◆ 公有化の経緯と現状 (平成 26 年度末現在)

(4) 発掘調査

昭和 47 (1972) 年、県に九州歴史資料館が発足し、大宰府関連史跡の調査研究の主体となりました。本市 (当時は太宰府町) が本格的に発掘調査に着手したのは、昭和 54 (1979) 年の観世音寺土地区画整理事業の開始にともなう発掘調査です。昭和 55 (1980) 年には、太宰府町に初めての文化財担当技師が採用されました。

市と九州歴史資料館による調査の担当分担は、史跡指定地と政庁前面官衙は九州歴史資料館が発掘調査を行い、その他の市域の埋蔵文化財包蔵地を、昭和 55 (1980) 年から市が発掘調査を行ってきました。現在は、大野城跡や水城跡等の史跡指定地における災害復旧に伴う発掘調査や、環境整備に向けた整備計画等を策定するための発掘調査では、県との協議の上、太宰府市が担当するケースも増えています。

埋蔵文化財は国民共有の財産のため、発掘調査により得られた情報は広く国民に公開し活用しています。史跡に関する発掘調査では史跡の追加指定や公有化の根拠としても活用されてきました。

(5) 災害復旧と毀損の対応

平成 15 (2003) 年 7 月 19 日未明に発生した記録的な豪雨により甚大な被害を受けた特別史跡大野城跡と水城跡では、県教育委員会と関係市町と協力し、平成 16 (2004) 年度から 6 年間にわたる災害復旧事業を実施、被災前の姿への回復に努めてきました。

なお、イノシシによる掘り起しや樹木等の管理不十分による遺構の損傷等が最近増加しています。こうした史跡指定地の毀損に対し、状況に応じてその都度対応してきました。

3-2 活用に関する取り組み

史跡の「活用」とは、その史跡の価値を地域に生きる人々が受け止め、人々にとって望ましい価値を引き出し、その恩恵を享受できるように現在社会に活かすことです。

本市は、大宰府関連史跡の活用を目的に、情報発信や公開に加えて、近年はまちづくり活動等との連携やイベント利用への開放にも取り組んでいます。

(1) 情報発信

本市は史跡の調査で得られた成果を、現地説明会、講演会、広報などにおいて情報発信してきました。学校教育の現場においても、小・中学校を中心に地域学習の一環として、授業を行うなど史跡を中心とした地域の歴史への理解を助ける活動を継続しています。また、市も史跡の情報を盛り込んだ副読本を作成するなど学校現場への情報提供や、それに伴う史跡地の見学など、史跡を活用した学習活動も行われています。

九州歴史資料館では史跡に関する講座が多く活発に情報発信が行われています。九州国立博物館においても地域連携の一つとして地元のボランティアとの連携で、史跡地を舞台とした活動の取り組みを行っています。

公益財団法人古都大宰府保存協会や太宰府市文化ふれあい館はそれぞれ独自の取り組みにより史跡に関する情報発信をしています。

これら多くの団体と本市は連携し、展示を行ったり、文化遺産地図や史跡に関するリーフレット等を作成し、無料で配布しています。たとえば太宰府市文化ふれあい館は太宰府まるごと歴史展で太宰府の通史展を開催しています。

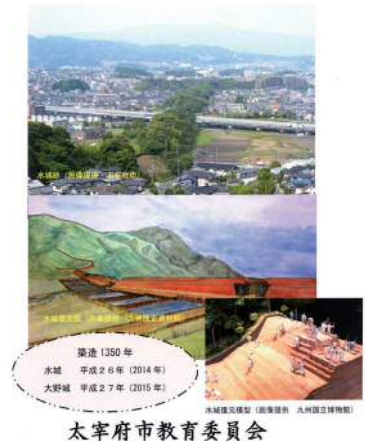
連携する事業としては、平成 24（2012）年には「全国国分寺サミット」を開催し、史跡解説員や地元事業者等と連携したウォーキング事業を実施しました。水城・大野城・基肄城が築造から 1350 年の節目の年を迎える平成 25～27 年度には、シンポジウム、現地説明会、写真巡回展、講演会などを開催しました。ここ数年、大宰府関連史跡の情報発信に関する取り組みが活発化の傾向が確認できます。

また、文化庁が文化財を活用して地域を活性化する取り組みである「日本遺産」に『古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～』を申請し、認定を受けました。現在、情報発信に向けての作業を進めており、国内だけでなく海外へも戦略的に発信する取り組みを多方面に展開する作業も進めつつあります。

(2) 公開

大宰府関連史跡は、公有化が進み一定の整備が進んだ範囲については、市民や来訪者が基本自由に史跡指定地内に入ることができる場として公開されています。特に、市民にとっては、日常の散歩、家族のレクリエーションの場として、定着しています。また、水城跡や観世音寺周辺では公有化した旧耕作地に、菜の花やコスモスを育て、花が咲き誇る頃には多くの人々が訪れることで、史跡地への認知を深めるようになりました。このように広大な空間を利用した取り組みを継続しています。

小学生と中学生の
「太宰府の歴史と文化を学ぶ」
副読本



◆小学生と中学生の「太宰府の歴史と文化を学ぶ」副読本

(3) 市民団体の活動との連携

本市では、前述した太宰府市民遺産の育成団体以外にも、史跡指定地において「万葉植栽ボランティア」・「水城の会」・「月山の会」等が指定地の維持管理に活躍しています。また、「大宰府史跡解説員」、「NPO 法人歩かね太宰府」、「大宰府万葉会」は、それぞれ協力しながら史跡等のガイドに取り組んでいます。

本市は、これら大宰府関連史跡の保護に対する考え方を共有する市民団体に対しては、その活動の場として史跡指定地を積極的に提供しています。

(※主な活動団体の概要については P46 参照)

(4) 市民の交流の場としての活用

大宰府跡、水城跡、観世音寺等は、それぞれ、太宰府市民政庁まつり、太宰府天満宮による秋思祭、古都の光、西日本鉄道株式会社によるしてつレッツハイク、西日本新聞社によるアサヒ緑健ふれあい健康ウォーク等多くのイベントの場として活用され、市民や来訪者の交流場としても利用されています。



◆古都の光（大宰府政庁跡）



◆太宰府市民政庁まつり（大宰府政庁跡）



◆健康ウォーク（大宰府政庁跡）

3-3 整備に関する取り組み

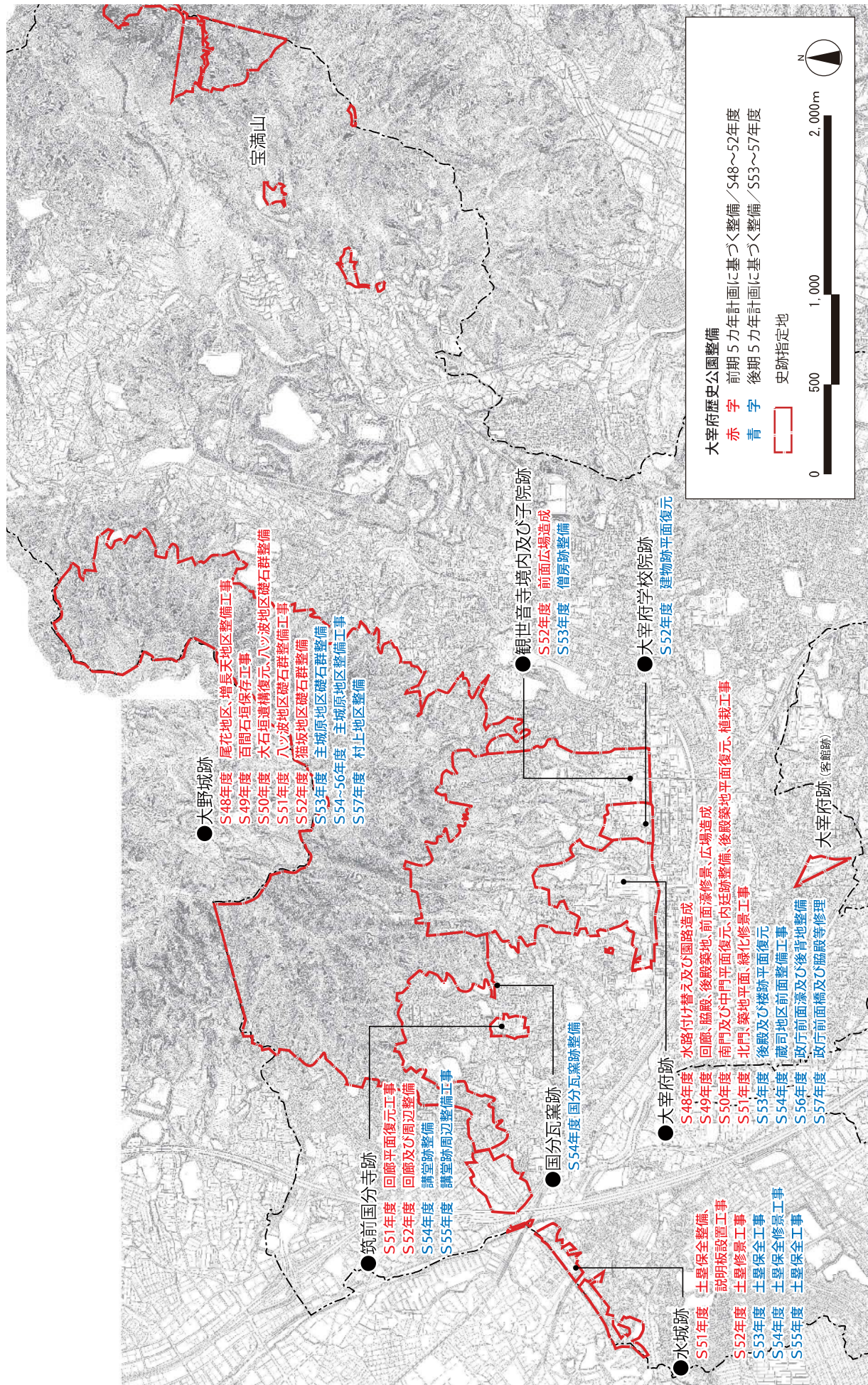
史跡の「整備」とは、「保存」と「活用」の適切な両立を目的として、主として技術的側面から行う作業です。大宰府関連史跡については、県との役割分担の下、整備の推進に取り組んでいます。

県は、昭和 46（1971）年に大宰府史跡整備対策委員会を発足させ、昭和 47（1972）年には「大宰府歴史公園基本構想」を取りまとめました。この大宰府歴史公園は圏域面積 6077 haにおよぶ広大なものでした。その後、昭和 48（1973）年策定の「大宰府歴史公園整備前期 5 ヶ年計画」や昭和 53（1978）年策定の「大宰府歴史公園整備後期 5 ヶ年計画」に基づき、昭和 48（1973）年度～昭和 57（1982）年度の 10 年間にわたり、多岐に渡る整備を実施しています。当時の整備は確認された遺構については原則として平面復元を行っています。昭和 62（1987）年には県による大宰府歴史公園整備第 3 次 5 ヶ年計画案（昭和 63（1988）～平成 4（1994）年）の立案がありましたが、実施施行には至りませんでした。その後、県による個別史跡の整備が行われます。昭和 61（1986）年度から平成元（1989）年度にかけて観世音寺境内及び子院跡内に位置する推定金光寺の環境整備を行っています。平成 2（1990）～4（1992）年度には筑前国分寺跡の環境整備を 3 ヶ年計画で行っています。平成 6（1994）年～平成 10（1998）年にかけて大野城跡太宰府口城門整備事業として大野城跡の整備を行いました。



◆遺構の平面復元（観世音寺北側の僧房跡）

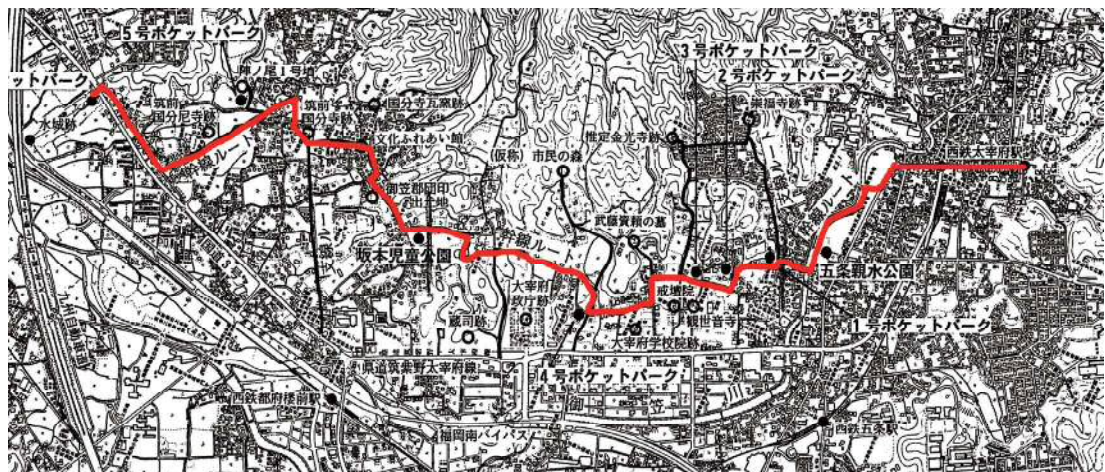
◆「大宰府歴史公園基本構想」に基づく整備の実績



本市は、町時代に昭和 41（1966）～ 44（1969）年にかけて大宰府跡の政庁付近での張芝・植栽・説明板設置などの整備を行いました。昭和 54（1979）年には政庁跡遺構保存覆屋建築工事を開始して、昭和 55（1980）年に、同施設は大宰府展示館として開館し、以後、大宰府跡周辺地域での情報発信や管理の拠点となりました。昭和 62（1987）年に策定した総合計画において市の将来像を「歴史とみどり豊かな文化のまち」と定め、太宰府天満宮門前地区から水城跡までの史跡をつなぐ「歴史の散歩道」を設定し、その散歩道沿いにはサインを設置しました。また、歴史の散歩道の中核施設として平成 8（1996）年に太宰府市文化ふれあい館を開館しました。近年は、特別史跡水城跡の史跡環境整備事業に着手するとともに、「太宰府市歴史的風致維持向上計画」に基づき、大野城跡散策路整備や蔵司通路整備といった環境整備をはじめ、歴史的風致維持向上計画関連事業を活用した史跡指定地の環境整備の推進に取り組んでいます。



◆蔵司通路整備



◆歴史の散歩道マップ

3-4 管理・運営に関する取り組み

本市は、広大な史跡指定地の保存活用に向けて、国、県、周辺市町と緊密に連携し、その管理・運営に取り組んできました。

特に太宰府で注目されるのは、地元に行行政と民間の間をつなぐ法人の存在があります。その中でも長く太宰府の史跡と共に活動をしてきた公益財団法人古都大宰府保存協会についてふれます。この会は、太宰府の豊かな歴史と自然に囲まれた地域に開発の波が押し寄せた時代に、このままでは貴重な文化遺産が失われることに危機感を覚えた行政や地元の人たちの努力により、昭和 49（1974）年に「財団法人古都大宰府を守る会」として誕生しました。平成 8（1996）年に「財団法人古都大宰府保存協会」に、平成 26（2014）年には「公益財団法人古都大宰府保存協会」と名称が変更されました。

公益財団法人古都大宰府保存協会では、「大宰府地方における歴史的風土及び文化財の保存、活用を図ること」を主たる目的として、史跡の整備保存、広報普及並びに調査、研究及び知識の普及向上、展示施設等の建設、管理その他の多くの事業を推進してきました。活動の拠点を大宰府展示館内に置いて、多くの人に大宰府の文化財や歴史を広く知っていただく為の活動を日々行っています。

近年、市では古都保存協会や、太宰府市民遺産の育成団体や各種市民団体の活動とも連携・協力し、史跡景観の維持・保全に取り組んでいます。

また、史跡指定地に住む地元住民は日々のくらしや自治会活動等の中で、家の周りの掃除や草刈り等を日常的に行っています。それら日常の積み重ねも史跡の維持・管理に繋がっています。



◆大宰府展示館



◆史跡地での草刈り

◆管理・運営・連携協力に関わる主な体制等

		概要
行政	文化財保護課（県）	史跡の保護に関しての市町村への指導・助言。また、複数の市町村に跨る史跡の整備等への取り組み。
	九州歴史資料館（県）	大宰府関連史跡の発掘調査・研究。
	林業振興課（県）	大野城跡内に位置する県立四王寺県民の森の管理、情報発信、施設利用案内等。
	観光経済課（市）	大野城跡内に位置する太宰府市民の森の管理、情報発信、施設利用案内等。
	都市計画課（市）	文化財課（市）と連携し、景観、環境、観光等の分野で文化財をいかすまちづくりの推進。
	文化財課（市）	大宰府関連史跡の保存活用に係る担当部署。
	太宰府市景観・市民遺産審議会	良好な景観の育成及び太宰府市民遺産の推進に関する審議等。
	大宰府市史跡対策委員会	史跡に係る土地の買収、管理及び整備計画等について、適正な計画の立案とその実施の促進に向けた審議。
	太宰府市文化財専門委員会	文化財の学術的評価と、保存と活用に関する事項、市指定文化財について審議等。
	太宰府市歴史的風致維持向上協議会	歴史的風致維持向上計画の変更に関する協議、計画の実施に係る連絡調整。
法人	（公財）古都大宰府保存協会	大宰府展示館の指定管理とともに、史跡の維持管理（草刈作業、樹木の剪定等）、大宰府史跡管理員、太宰府検定関連講座、史跡めぐり等の取り組み。大宰府史跡解説員、万葉植栽ボランティアとの連携。
	NPO 法人歩かかね太宰府（太宰府市民遺産育成団体）	太宰府で活躍した芸術家富永朝堂のアトリエ「吐月叢」や史跡等を、まち歩きコースの中で案内。
	NPO 法人古都大宰府の風を育む会（〃）	自然環境及び文化遺産に関する保全、維持、研究、事業を行う不特定多数のものに対して、活動助成や支援を行う。
市民	四王寺山勉強会（〃）	史跡指定地内を通り四王寺山と麓を結ぶ「四王寺山の太宰府町道」の清掃活動等。
	大宰府史跡解説員	古都保存協会から委嘱を受けた市民（59名、平成28年3月末現在）が所属し、市内史跡等を案内。英語や韓国語での解説も行う。
	大宰府万葉会（〃）	史跡指定地内に存在する歌碑巡り等を開催。
	月山の会	自分たちの史跡である大宰府跡を心地よい空間にするため、大宰府跡にある月山の樹木除伐作業を行う。
	辰山会（〃）	時の記念日の行事を毎年6月10日政庁跡で開催。
	まほろば自然学校	史跡地内で生き物を通じた環境教育を推進。
	万葉植栽ボランティア	歴史の散歩道を辿る人々が、往時の野山の風景を少しでも想像できるように万葉植物の手入れ・植栽等を行う。
	水城の会	自分たちの史跡である水城跡を心地よい空間にするため、水城跡の樹木の除伐作業を行う。

団体名は組織ごとに、あいうえお順に列挙しています。

4. 大宰府関連史跡の価値

大宰府関連史跡には、歴史的価値、史跡群としての価値、人と遺跡が共生してきた価値と、大きな3つの価値があります。

これら3つの価値が相互に影響を与えながら、大宰府関連史跡としての8つの史跡を繋いでいます。

4-1 歴史的価値

大宰府は、律令国家最大の地方官司で、7世紀の終わり頃から西海道の九国三島を管轄し、軍事的機能を持ち、日本における対外的な窓口としての重要な役割を担ってきました。このような官司は朝廷を除くと他にない独特なものです。

また大宰府は、当時の都と同じように、政庁とともに東アジアの国際標準ともいえる条坊制都城に基づく都市域を有していました。都市域の周辺部には多くの寺院が存在し、それらが大野城、水城などが都市を取り囲み防衛網を築いています。このような大宰府の姿は外国に対する対外的機能の舞台として整えられたためと考えられています。

大宰府は、西海道内で政治、宗教、文化の中心であると共に都市や防衛機能を併せ持つ都城として日本史の中で重要な位置を占めており、アジアを通して世界史を考える上で欠かすことのできない貴重な国際交流・交易の場です。



◆大宰府関連史跡（宝満山を除く）

4-2 史跡群としての価値

大宰府関連史跡はその名のとおりに「大宰府」に関連する複数の史跡で構成された史跡群です。

水城と大野城は、巨大な防衛施設として一体的に構築されており、大宰府を守る外郭を構成していました。大野城がある四王寺山の麓には政治の中心であった大宰府政庁があり、周辺には大宰府の役所が集まった官衙域が広がっています。政庁の南側には条坊制に則った都市が展開していました。条坊の中心には政庁から真っ直ぐ南へ延びた朱雀大路があり、朱雀大路沿いには外国からの使節を迎えた客館がありました。これら都城といえる都市の構造は、外交に係わる儀礼空間として大宰府に求められたものに由来すると考えられます。都市の周囲には、観世音寺やその子院群、筑前国分寺等寺院が数多く展開していました。大宰府の北側に位置する四王寺山や北東にある宝満山にも寺社が展開し、古代都市における宗教施設としての役割を担っていました。大宰府学校院跡は、大宰府政庁跡と観世音寺の間にあった西海道の官人子弟の教育機関で、大宰府の教育機能を示す府学校です。大宰府の生産機能を示すものとして、政庁や官衙、寺院の屋根に葺かれた瓦を焼いた窯跡もあります。

このように史跡それぞれが古代大宰府において、政治、宗教、文化の中心地である大宰府の役割を果たす主要な施設です。そのため8つの史跡は一体的に集中して存在し、それぞれが大宰府の一部としての有機的な繋がりを持つという他の地域には無い価値を生み出しています。



◆大宰府関連史跡（大宰府跡、大野城跡、水城跡と宝満山）

4-3 人と遺跡が共生してきた価値

建物や施設は使われなくなってしまうと、次第に遺跡となっていき、通常地中に埋まって人の目に触れなくなりますが、大宰府関連史跡のように礎石、土塁、石塁等の一部が多く地表に残され、人々が関心を持ち続けたことは珍しいことです。

古くは室町時代の連歌師が大宰府を訪れた際に大宰府関連の遺跡を記録しています。江戸時代後期にも福岡藩は二度の礎石調査を実施し、政庁周辺の礎石の移動を禁止した記録が残されています。この頃から大宰府関連の遺跡が、人々の関心を集め部分的には保存が行われてきたことがわかります。また大宰府跡の政庁周辺や水城跡、筑前国分寺、観世音寺などは、江戸時代の地誌類にも多く描かれており、さいふ詣りの際の名所と認識されていました。

明治から大正初期にかけては大宰府跡政庁正殿や水城跡に顕彰碑が建てられ、地域の人々の大宰府関連史跡に対しての検証意識が高まり、郷土史を伝える活動も活発になっていきました。

大正から昭和にかけての史跡指定による保護がなされていきましたが、礎石周辺の狭い範囲に収まっていた。戦後の大規模開発の宅地造成の影響を受け、土地を所有する地元住民や自治体と国の史跡保護施策の間で激しい議論が巻き起こりました。その後、地元の理解も得られたことで、昭和45（1970）年に特別史跡大宰府跡の追加指定並びに史跡大宰府学校院跡、観世音寺境内及び子院跡の新たな指定が告示されました。

これらは指定地が広範囲に及ぶため、指定地内に多くの住民の生活があり、生活と共生する史跡の姿が模索されました。住民・市民の間では史跡が大切なものであると意識が徐々に高まっていき、次第に「史跡地は大事にしないといけない。ゴミが落ちていたら拾って帰りなさい。」と、親から子へ伝えられるようになったと聞きます。

現在、保存された史跡地は都市空間の中で貴重な緑地や公共性のある空間として定着化し、本市を特徴づけるエリアの一つとなっています。加えて人々が史跡の中で暮らし続けてきたことによって、耕地や里山として土地が利用され、こちよ空間が育まれてきました。さらに近年になって人と共生してきた史跡地を活かした市民活動も盛んになってきました。

中世から脈々と続く人々の大宰府への思いによって、人と遺跡が共生してきたことは大切な価値です。

5. 大宰府関連史跡に関する現状の課題

5-1 保存に関する課題

本市では、昭和45（1970）年に出された「大宰府地区史跡の保存・管理について（通知）」を根拠としながらそれぞれの現状変更の提出に伴い、内容を検討しながら取扱い等に対応してきました。

同計画の策定当時と現在を比較すると、史跡指定地が大きく拡大するだけでなく、史跡指定地内に暮らす地元住民の世代交代も進んで史跡に関しての意識も変化しています。また、一方で市民においては、古代大宰府の歴史も含めて、史跡指定地内における多種多様な文化遺産の保存活用や景観形成等に対する関心も高まっています。こうした史跡を取り巻く環境の変化に対して、史跡指定地の保存管理を図る上記計画は策定から45年を越えており、新しく増えた史跡を含んだ8つの史跡を一つずつ個別に保存活用するための新しい計画が必要となりました。

防災の視点からは、四王寺山や宝満山の山裾に位置する史跡地には土石流や急傾斜地の崩壊の特別警戒区域、警戒区域が多いため、今後異常気象が進むと豪雨による災害が起こる可能性が高いと考えられます。

大宰府関連史跡の保存については、現状変更の取扱い等を定めた保存活用計画の策定を通して指定、現状変更の取扱い、公有化、発掘調査、防災等の方向性を明確にし、継続的に推進していくことが求められています。

5-2 活用に関する課題

本市は、大宰府関連史跡の活用にあたって、情報発信、公開、まちづくり活動等との連携、イベント利用への開放に取り組んできました。こうした取り組みの成果として、市民や来訪者が公有化が進んで整備された史跡指定地内を気軽に散策できるような環境が整えられました。また、山並みの緑に包まれた史跡指定地は市民の日常の散歩やレクリエーションの場としても活用されています。一方、公有化した土地が「空閑地」と見られる状況も残されています。

近年、新しいメディアの発達への対応や、急増している外国人観光客などの社会状況の変化に対しての情報発信が充分ではありません。今後、個々の史跡の情報発信だけにとどまらず、8つの史跡が大宰府関連史跡として一体感を持って見てもらえるようにしていくことが求められています。現状は個々の史跡という点の情報発信から、大宰府関連史跡という面的な情報発信に広がっていくような活用が必要とされています。

活用面では史跡の確実な保存を前提とした上で、これまで取り組んできた情報発信、公開、まちづくりと関連する文化財施策との連携、イベント利用への開放等、それぞれについて大宰府関連史跡に相応しい内容の充実が必要となっています。

5-3 整備に関する課題

大宰府関連史跡の本格的な整備については、昭和48～57年にかけての県による大宰府歴史公園整備前・後期5年計画によって進められてきました。内容としては主に個々の史跡の保存整備です。以後、顕著な整備は行えておらず、そのため整備を行ってから時間が経ち、更新時期を迎えた箇所や経年劣化等によりリニューアルが必要とされる箇所が増えました。整備を必要と考えられた場所でも未だに整備に着手できていない箇所も存在

します。また新たな発見により整備を必要とする史跡も増えています。

市では歴史的風致維持向上計画事業など関連する諸事業と連動して各種整備を実施していますが、8つの史跡群を結ぶ基本方針がなかったことが原因で、個々の史跡整備に大宰府関連史跡として一体感を組み込めていない課題が見られます。また、史跡や観光地を繋ぐことを目的とした見学ルートの整備・再整備も必要です。

今後の整備に向けては、立ち寄りやすい環境の確保についても配慮しつつ、8つの史跡で構成される大宰府関連史跡を一つの史跡と捉え、国を代表する史跡としての魅力を、国民・市民に向けて伝える整備・再整備の一体的な推進が必要です。

5-4 管理・運営に関する課題

大宰府関連史跡の管理・運営にあたっては、指定地が広大である上に、今後も公有地の拡大が予想されます。これに併せて対応していくために、人員・費用等の充実や、住民・市民との協働体制に向けての取り組み、史跡地を住民・市民に知ってもらう活動等多くの課題があげられます。

他方、史跡指定地の保護が図られても、その周辺で史跡地の環境にそぐわない開発等が進められれば、史跡指定地の魅力や価値を損なうことにもつながるため、史跡指定地とその周辺の一体的で持続的な管理・運営に向けて、市民や地元住民、そして関係者および関連部署・機関の協力・連携を深めていくことが求められています。

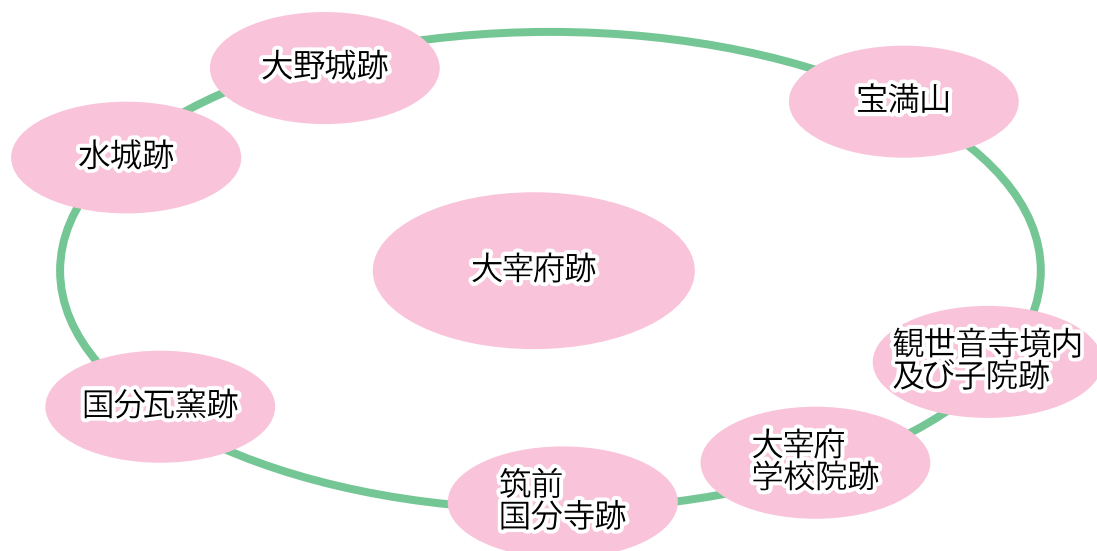
6. 保存活用方針

6-1 基本理念

「大宰府関連史跡が生み出す心地よい空間」 ～生活と共生する8つの史跡～

確実に保存していく大宰府関連史跡の価値を、広く発信していきます。
史跡地に住んでいる人、また史跡を訪れる人にとって、大宰府関連史跡が心地よい空間であることを目指します。

大宰府関連史跡を構成する8つの史跡相互のつながりを大切にし、大宰府関連史跡の一体的な保存、活用、整備、管理・運営を目指します。



6-2 基本方針

国、県、九州歴史資料館、周辺市町等の関連機関と連携し、市民の理解と協力を得ながら大宰府関連史跡の保存活用に取り組みます。

以下、大宰府関連史跡の保存活用に向けた方針を保存、活用、整備、管理・運営の観点から設定します。各方針を地図上に示したものが P54・55 の【基本方針図】です。

(1) 保存の方針

各史跡の保存活用計画策定と併せて大宰府関連史跡の周知を図っていく中で、一体的な保存管理の徹底につないでいきます。

- ・保護が求められる範囲は、今後も継続し、計画的な追加指定に取り組みます。
- ・各史跡の特徴、関係性、景観等を踏まえて、現状変更の許可基準等を明確化し、現状変更への適切な対応に取り組みます。
- ・大宰府関連史跡の保存活用に向けて、史跡それぞれの特性に応じた公有化に取り組みます。
- ・大宰府の歴史や姿を明らかとすることを目的に調査研究に取り組みます。
- ・災害が発生した際は、人命を守り、2次災害を防ぐ応急処置を行った上で、迅速な復旧に取り組みます。また、事前予防の措置として、史跡地内の災害脆弱箇所を調査把握し、その予防的措置を講じます。

(2) 活用の方針

史跡の保存を第一に、学校教育、生涯学習、健康福祉、観光等にも資するため、山並みの緑を活かす活用策や人々のくらしとの調和に配慮した活用策の充実に取り組みます。

- ・大宰府関連史跡の魅力を広く伝える情報発信に取り組みます。
- ・史跡指定地における市民や地元住民の日常利用に配慮するとともに、近年増加傾向の海外旅行者を含む来訪者のもてなしを図るため、公有化が進み整備された史跡指定地については利用を促進します。
- ・史跡指定地の保護に貢献するまちづくり活動との連携や史跡にふさわしいイベント利用の適切な誘導によって、史跡の保護と山並みの緑や地元住民のくらしとの調和に配慮した活用策の充実に取り組みます。

(3) 整備の方針

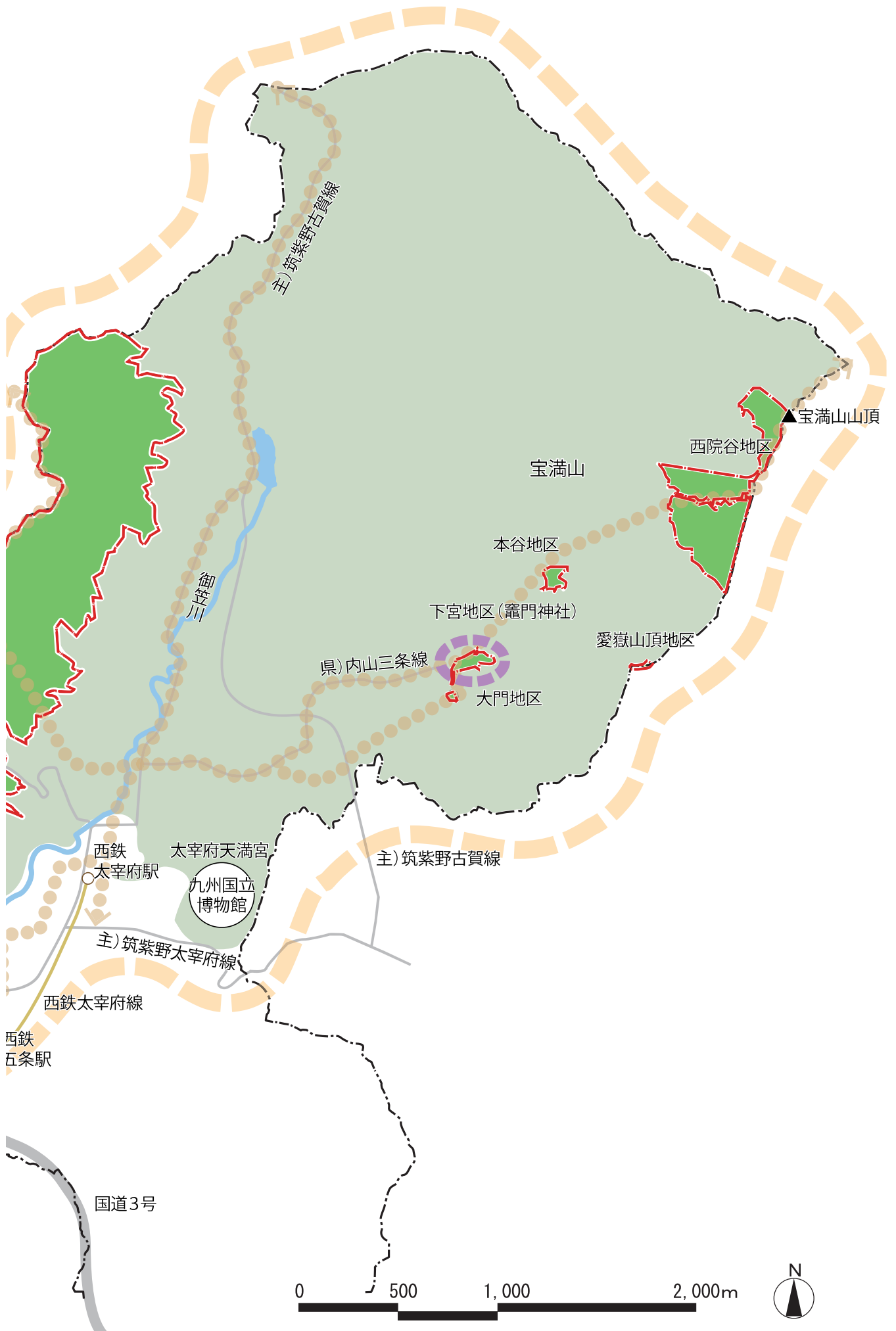
8つの史跡の一体感を高め、国指定の特別史跡・史跡にふさわしい整備の推進に取り組みます。具体的な整備にあたっては、史跡の価値をわかりやすく表現することを目的とし、整備のやり方には様々な手法を検討して適切な手法を用いることに配慮します。

- ・8つの史跡それぞれの特徴や関係性等に応じた整備・再整備に取り組みます。
- ・8つの史跡それぞれについて人々が立ち寄りやすい見学環境の確保に取り組みます。
- ・8つの史跡の一体感やつながりを高める施設整備に取り組みます。

(4) 管理・運営の方針

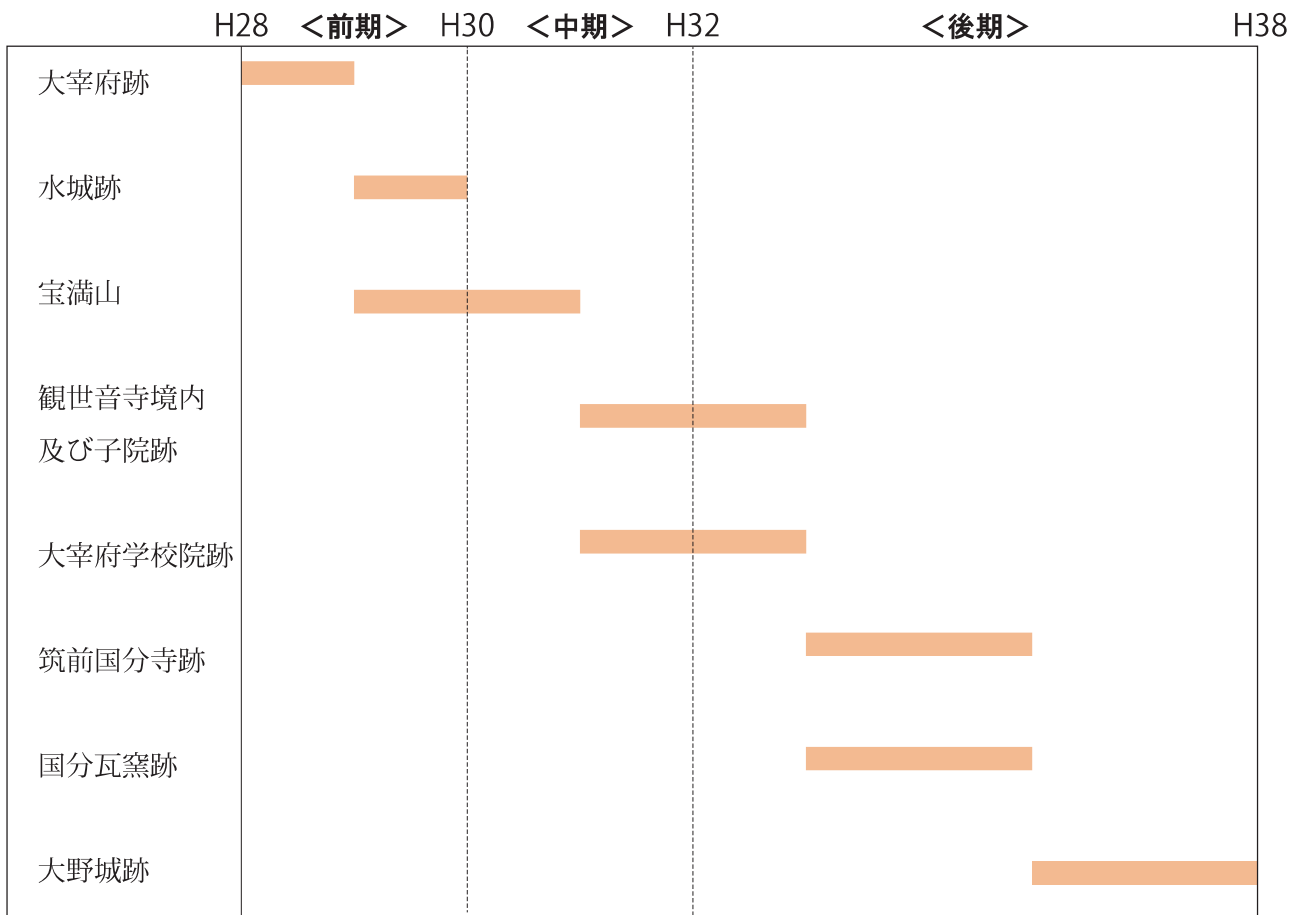
市民の参画を積極的に取り入れ、8つの史跡の一体的な管理・運営を目指し、市民団体や関係機関等との連携を強化していきます。

- ・史跡指定地の台帳を完備しそれをデジタル化することで、関連する市民団体や関係機関等の情報共有や連携を強化し、大宰府関連史跡の一体的な管理・運営を実現します。
- ・史跡指定地の自然と人々の暮らしが調和した周辺景観の保全に向けて、関係機関等との連携に取り組みます。



7. 保存活用の進め方

本市は、大宰府関連史跡の一体的な保存活用に向けて、8つの史跡それぞれに保存活用計画を策定し、その推進を図ります。その策定については、関連計画や関連事業の予定及び大宰府関連史跡に関わる県、九州歴史資料館、周辺市町との協議を踏まえ、段階的に行います。現段階における保存活用計画の策定スケジュールを以下に設定します。前期、中期、後期を併せた全体としての計画策定期間は最短で概ね10年を想定します。



◆保存活用計画の策定スケジュール

參考資料

庁保記 第200号
昭和45年9月21日

太宰府町教育委員会教育長 殿

文化庁文化財保護部長 内山 正

太宰府地区の史跡の保存・管理について (通知)

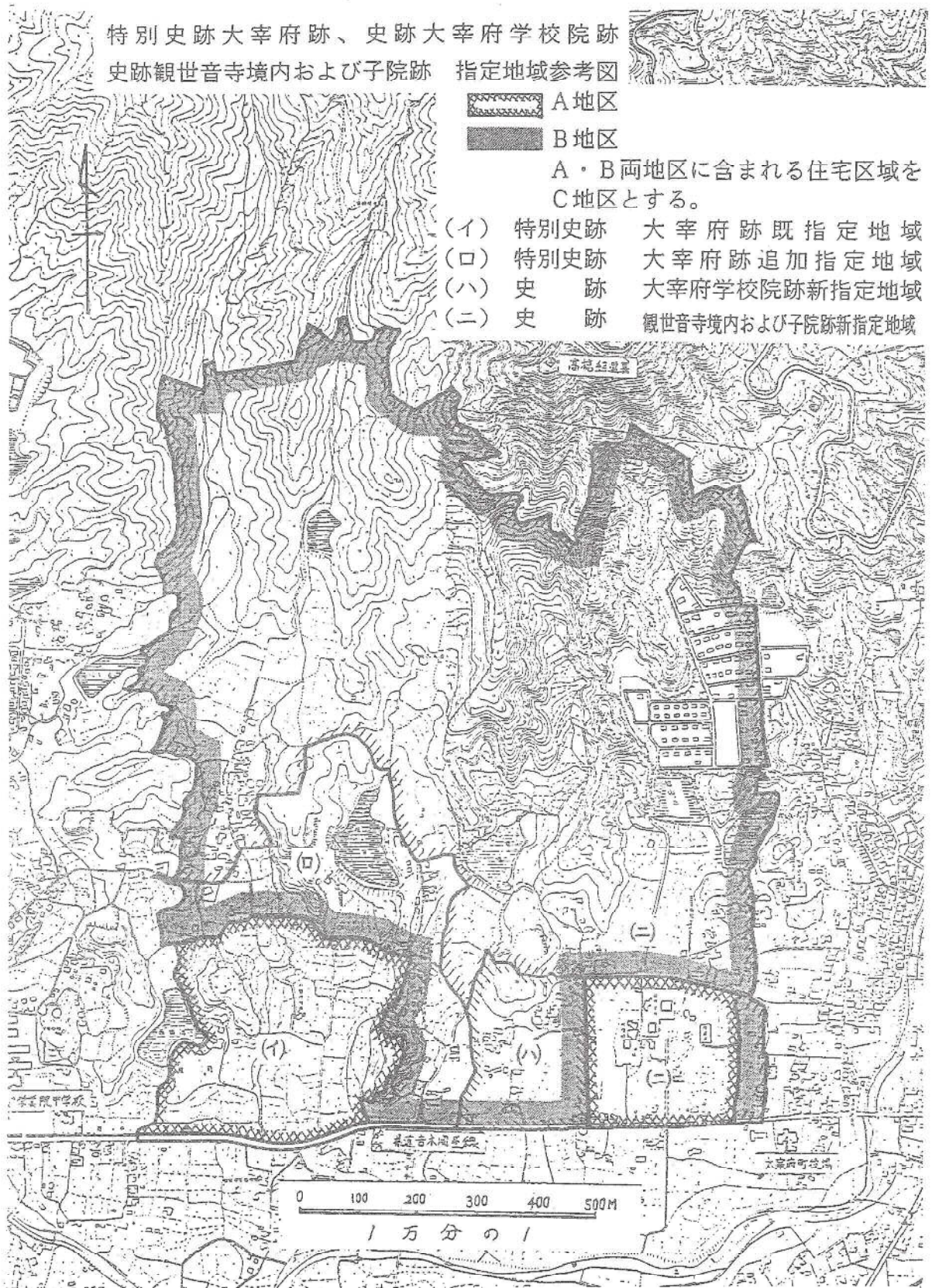
太宰府地区の史跡（特別史跡大宰府跡、史跡大宰府学校院跡、史跡観世音寺境内および子院跡）については、昭和45年9月21日付けで指定が行なわれました。今後これらに関する現状変更の取扱いを含めた保存・管理については、かねて福岡県、太宰府町および地元住民の意向を考慮して策定し、関係者に詳細な説明を行なった別紙保存・管理計画に従って行ないたいと思いますので、ご了知のうえ、貴職におかれても、太宰府地区の史跡の保護につきさらにご尽力くださるようお願いいたします。

(別紙)

太宰府地区の史跡の保存・管理計画

区分	性格	方針	保存管理				学術調査	環境整備
			家屋の新築	伐採 樹木の 植樹	果樹園等の造成	土石の採取		
A地区	大宰府跡、学校院跡など遺跡・遺構の存在がすでに確認されている地域	土地の公有化を促進し、早急に環境整備を行なう。よって現状変更は原則として認めない。	認めない。	環境をそこの範囲において認める。	認めない。	認めない。	一定の計画のもとに順次学術調査を行なう。	積極的に史跡公園化する。発掘調査によって明らかとなった遺跡・遺構は復元して公園を整備し、周囲の保存展示施設を別途に設ける。
B地区	学校院跡、観世音寺子院跡など遺跡・遺構が未確認である地域	地形の変更をとまず、遺構、環境をそこの範囲内において、現状変更を認める。その場合は、緊急に事前の発掘調査を行ない、遺跡・遺構が確認された場合は、土地の公有化は、その他緊急の場合もこれに準ずる。	原則として木造家屋とする。	A地区と同じ。	原則として認める。	原則として認めない。	必要に応じて事前調査を行なう。ほか、計画的な学術調査を行なう。	買いあげて公有化した地域についてはA地区と同じとする。
C地区	A, B地区に含まれる住宅区域	既存 (昭和41年1月文化財保護委員会指定決定時)	の建物・施設の改築、修理あるいは一部の増築を認める。					

(注) 表におけるA・B・C地区の区分は別図に示すとおりとする。



太宰府地区の史跡の保存・管理計画図

大宰府関連史跡に関する保存活用方針

発行日／平成 28 年 3 月

編集・発行／太宰府市教育委員会文化財課

〒 818-0198 福岡県太宰府市観世音寺一丁目 1 番 1 号

TEL 092-921-2121 FAX 092-921-1601